

名古屋市上下水道局告示第2号

指定公金事務取扱者への給水料及び下水道使用料の徴収事務の一部委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき給水料及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和7年1月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
第一環境株式会社	東京都港区赤坂二丁目2番12号 N B F 赤坂山王スクエア 3階
名古屋上下水道総合サービス株式会社	名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入

- (1) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」という。）第23条に定める給水料
- (2) 名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域における公共下水道の使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和6年12月20日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和 6 年12月20日

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託について等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第2号）

(2) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第3号）

(3) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく污水排出量測定計器の検針事務等の委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第4号）